

新型コロナウイルスに関する相談窓口について

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

同感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

➤ 相談窓口(受付時間 平日 9時～17時 ※支店は16時まで)

本 店	中小企業資金・生業資金	TEL:098-941-1785
	生活衛生資金	TEL:098-941-1830
	農林漁業資金	TEL:098-941-1840
	ご返済に関するご相談	TEL:098-941-1815
中 部 支 店		TEL:098-989-6511
北 部 支 店		TEL:0980-52-2338
宮 古 支 店		TEL:0980-72-2446
八 重 山 支 店		TEL:0980-82-2701

➤ 主な融資制度(詳しくは、上記相談窓口にお問い合わせください)

1.経営環境変化対応資金

	生業資金	生活衛生資金	中小企業資金
融資限度額	4,800万円	5,700万円(運転資金のみ)	7億2,000万円
融資期間(うち据置期間)		設備資金 15年以内(3年以内) 運転資金 8年以内(3年以内)	

2.新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方 (1)最近1カ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2)中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
資金のお使いみち	経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	別枠1,000万円以内(旅館業を営む方は、別枠3,000万円以内)
融資期間(うち据置期間)	7年以内(2年以内)
利率	基準利率。ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率③
取扱期間	令和2年8月31日(月)まで
お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。